

(平成23年11月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和41年8月16日、資格喪失日が46年12月26日とされ、この期間のうち、41年8月16日から43年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社B分工場における資格取得日を41年8月16日とし、申立期間の標準報酬月額を、41年8月及び同年9月は1万2,000円、同年10月から42年5月までは1万4,000円、同年6月から43年3月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月16日から43年4月1日まで

A社に昭和41年4月に入社し、同社C工場B分工場で5年ほど継続して勤務した。最初の4か月については同社C工場において厚生年金保険の加入記録が有るが、43年4月に同社B分工場において再取得するまでの申立期間については加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社B分工場における厚生年金保険の被保険者期間は昭和41年8月16日から46年12月26日までとなっており、この期間のうち、41年8月16日から43年4月1日までについては、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているが、雇用保険の記録及び事業主から提出された人事記録から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社B分工場の給与計算担当者（当時）は、「申立人より後に入社した総務担当者（当時）が同事業所の従業員に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していないことに気が付き、事業主（当時）に相談の上、遡って取得届を提出した。申立期間においても厚生年金保険料を給与から控除していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人と同年代の同僚に係る社会保険事務所（当時）の記録から、申立期間の標準報酬月額を昭和 41 年 8 月及び同年 9 月は 1 万 2,000 円、同年 10 月から 42 年 5 月までは 1 万 4,000 円、同年 6 月から 43 年 3 月までは 2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を昭和 45 年 6 月に行った結果、社会保険事務所が厚生年金保険法第 75 条本文の規定に基づく処理を行ったことが認められることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年4月1日から同年9月1日までの期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月1日から15年11月5日まで

厚生年金加入記録のお知らせに記載されている申立期間の標準報酬月額を見ると、会社からもらった賃金台帳（写）に記載されている総支給額に見合う額となっていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成15年4月1日から同年9月1日までの期間については、申立人が所持する賃金台帳（写）に記載された保険料控除額から、当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない

判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、平成13年8月1日から15年1月1日までの期間及び15年9月1日から同年11月5日までの期間については、申立人が、賃金台帳（写）を所持していないことに加えて、申立てに係る事業所の当時の社会保険事務担当者は既に死亡していることから、当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない上、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が上記期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間のうち、平成15年1月1日から同年4月1日までの期間については、賃金台帳（写）において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致することから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、平成19年10月から20年8月までは18万円に、同年9月から同年11月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立人のB社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成20年12月1日、資格喪失日が21年10月1日とされ、この被保険者期間のうち、申立期間②については厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、現行記録を取り消し、申立人の同社における資格取得日を20年12月1日、申立期間②の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年10月1日から20年12月1日まで
② 平成20年12月1日から21年3月1日まで

日本年金機構の記録では、A社に勤務した期間である申立期間①の標準報酬月額が実際の給与月額に見合う額となっていない。

また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②については、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額の記録については、申立人が所持する給与明細書及び給与の口座振込額により確認又は推認できる報酬月額並びに厚生年金保険料控除額から、平成19年10月から20年8月までは18万円、同年9月から同年11月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に申立人の報酬月額が8万8,000円と記載されている上、申立人が所持する給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が申立期間①を通じて一致していないことから、事業主は、当該給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

次に、申立人のB社に係る被保険者記録は、申立人の求めにより年金事務所が申立てに係る事業所を調査した結果、職権により作成した記録であり、資格取得日が平成20年12月1日、資格喪失日が21年10月1日とされ、当該期間のうち申立期間②は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書及び同僚の証言から、申立人はB社に平成20年12月1日から継続して勤務し、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記給与明細書の報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出書を社会保険事務所に提出していないと認められることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別紙一覧表参照

申立期間について、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管する賞与支払明細書から、申立人は、申立期間について、賞与を支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

したがって、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、（＜訂正後標準賞与額＞（別紙一覧表参照））とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、同賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

別紙

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間及び標準賞与額
岡山 事案1534	男		昭和56年生		平成18年12月25日 (標準賞与額:17万円)
					平成19年12月25日 (標準賞与額:14万円)
					平成20年12月25日 (標準賞与額:7万5,000円)
岡山 事案1535	女		昭和26年生		平成15年12月25日 (標準賞与額:17万円)
					平成16年12月27日 (標準賞与額:17万5,000円)
					平成17年12月26日 (標準賞与額:17万円)
					平成18年12月25日 (標準賞与額:17万円)
					平成19年12月25日 (標準賞与額:17万円)
					平成20年12月25日 (標準賞与額:15万円)
岡山 事案1536	女		昭和46年生		平成15年12月25日 (標準賞与額:12万円)
					平成16年12月27日 (標準賞与額:12万5,000円)
					平成17年12月26日 (標準賞与額:13万円)
					平成18年12月25日 (標準賞与額:13万5,000円)
					平成19年12月25日 (標準賞与額:15万円)
					平成20年12月25日 (標準賞与額:13万5,000円)
岡山 事案1537	女		昭和21年生		平成15年12月25日 (標準賞与額:19万5,000円)
					平成16年12月27日 (標準賞与額:19万5,000円)
					平成17年12月26日 (標準賞与額:19万5,000円)
					平成18年12月25日 (標準賞与額:19万5,000円)
					平成19年12月25日 (標準賞与額:19万5,000円)
					平成20年12月25日 (標準賞与額:18万5,000円)
岡山 事案1538	男		昭和22年生		平成15年12月25日 (標準賞与額:22万円)
					平成16年12月27日 (標準賞与額:22万円)
					平成17年12月26日 (標準賞与額:22万5,000円)
					平成18年12月25日 (標準賞与額:22万5,000円)
					平成19年12月25日 (標準賞与額:22万円)
					平成20年12月25日 (標準賞与額:19万5,000円)

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年10月1日から14年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月20日から14年10月1日まで
ねんきん定期便が届き、所持していた給与支給明細書を確認したところ、実際にもらっていた給与よりも標準報酬月額が低額となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録では、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年10月1日までの期間についての申立人の標準報酬月額は13年10月1日の定時決定により22万円とされている。

しかしながら、申立てに係る事業所が保管する平成13年8月1日に社会保険事務所が受け付けた定時決定に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」から、申立人の標準報酬月額は28万円と決定されたことが確認できる上、申立人が所持する当該期間に係る給与支給明細書及び申立てに係る事業所が保管する賃金台帳から、28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が控除されていることが確認できる。

また、申立人が所持する「健康・厚生年金保険料変更のお知らせ」（申立てに係る事業所が発行）によると、平成14年10月の標準報酬月額は、定時決定により28万円から26万円に変更されていることが確認できる。

これらのことから判断すると、事業主は平成13年の定時決定について報酬月額を28万円として社会保険事務所に届け出たものの、社会保険事務所が当該届出に基づく記録を誤って入力したものと考えられることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要

である。

- 2 一方、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が所持する給与支給明細書及び申立てに係る事業所が保管する賃金台帳から、申立人の当該期間に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録と一致することが確認できる。
- 3 申立期間のうち、平成12年11月20日から13年1月1日までの期間については、申立人が所持する給与支給明細書及び申立てに係る事業所が保管する賃金台帳から、申立人はオンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
しかしながら、平成13年2月の給与支給明細書及び賃金台帳から、申立てに係る事業所は、同月に給与を支給した際に、12年11月分及び同年12月分として控除した保険料（健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料）とオンライン記録による標準報酬月額に基づく保険料との差額を申立人に返金しており、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致することが確認できる。
このほか、申立期間のうち、平成12年11月20日から13年1月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和53年9月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月1日から同年10月1日まで

A社において支払われた昭和53年9月分の給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格を取得した日が同年10月1日となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書及び申立てに係る事業所が保管する労働者名簿から、申立人は申立期間においてA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録（昭和53年10月の標準報酬月額）及び上記の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明である旨を回答しており、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当

時) に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月23日から31年4月1日まで

A社には、第一子を昭和31年*月に出産する前の同年の3月末まで継続して勤務していたにもかかわらず、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を30年1月23日に喪失したこととなっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主の娘の証言から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所記号等索引簿から、同事業所は申立期間中の昭和30年6月30日に適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、A社の当時の事業主は既に死亡している上、申立人の同僚からも具体的な証言が得られず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実について確認できない。

さらに、オンライン記録のほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者資格の喪失日の記録は一致しており、遡及訂正など不自然な記録も見当たらない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月 20 日から 49 年 4 月 1 日まで
② 昭和 49 年 5 月 21 日から同年 8 月 21 日まで

A社を退職後、脱退手当金を受給したこととなっているが、当時は脱退手当金という制度自体を知らず、受給した記憶もないため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和50年1月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に氏名変更されているところ、申立人が婚姻により改姓したのは、申立てに係る事業所における被保険者期間中ではなく、最終事業所とされているA社を退職し、被保険者資格を喪失した後であることから、この氏名変更は資格喪失後に行われる脱退手当金の請求を契機として行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えられる。

加えて、申立人は、A社を退職した当時、年金には関心がなく、再就職する意思もなかった旨供述しており、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 3 月 21 日まで

A社における申立期間①及び②の標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっているが、当時の経済情勢から、標準報酬月額が上がることはあっても下がることは考えられないので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の給与明細書を所持していない上、申立てに係る事業所は、申立人に係る賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、申立人の申立期間に係る給与月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、オンライン記録から、申立人と同じく営業職であった申立期間当時の同僚（複数）の中にも申立期間①及び②において標準報酬月額が下がっている者が確認でき、申立人の標準報酬月額が下がっていることに特段の不自然さは見受けられない。

さらに、申立人に係る事業所別被保険者名簿に標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、事務処理に不自然さはみられない。

加えて、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月 1 日から 54 年 9 月 1 日まで
② 昭和 59 年 6 月 10 日から平成 4 年 10 月 1 日まで
③ 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで

申立期間①において勤務したA社における給与月額は 20 万円であったにもかかわらず、この間の標準報酬月額が 13 万 4,000 円とされている。

また、昭和 59 年 6 月から平成 8 年 10 月まで勤務したB社における給与月額は 22 万円から 23 万円であったにもかかわらず、申立期間②及び③における標準報酬月額はこれを下回っているため、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の給与明細書を所持していない上、申立てに係る二つの事業所は既に適用事業所でなくなっており、連絡のとれた当時の役員も賃金台帳等の資料を保管していない旨回答しており、申立人に係る申立期間の給与月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、オンライン記録から、A社における申立期間①の標準報酬月額は、事業主のみが申立人の主張する 20 万円であり、それに次ぐ申立人と同年代の従業員は、申立人と同程度であり、申立人の申立期間①の標準報酬月額が 13 万 4,000 円であることに特段の不自然さは見受けられない。

さらに、オンライン記録から、B社において、i) 申立人と同じ昭和 59 年に厚生年金保険の被保険者資格を取得している事業主の標準報酬月額が申立人の主張する 22 万円となったのは、申立人と同じ平成 4 年 10 月（申立期間②の終期）の定時決定であること、ii) 申立期間②及び③の標準報酬月額の推移が申立人とほぼ同様である社員（役員）がいることが確認できるなど、申立人の申立期間②及び③の標準報酬月額が 22 万円を下回っていることに特段の不自然さは見受けられない。

加えて、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には標準報酬月額が遡って低く訂正されたような形跡は無く、事務処理

に不自然さはみられない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1541

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 2 年 7 月 1 日まで
A社で勤務した期間の標準報酬月額が、昭和 60 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日までは 18 万円、平成 2 年 7 月 1 日以降は 20 万円と記録されているにもかかわらず、昭和 63 年 4 月 1 日からは 9 万 8,000 円、平成元年 7 年 1 月からは 11 万 8,000 円と記録されている。給与明細書等の資料は無いが、同社では同じ業務内容及び条件で勤務を続けており、給与が下がることは考えられないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持していない上、申立てに係る事業所は、「申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、申立人のオンライン記録において、標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な点は確認できない。

さらに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 1 日から 40 年 12 月 21 日まで
A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも記憶にないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の健康保険整理番号の前後 50 番以内の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失し、かつ、被保険者期間が 2 年以上である女性 13 人（申立人を除く。）の記録を確認したところ、9 人に同事業所を最終事業所とした脱退手当金の支給記録があり、このうち 8 人は資格喪失後 6 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることから、当時申立てに係る事業所では事業主による代理請求が行われていたものと考えられ、申立人の脱退手当金が資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、オンライン記録における申立期間に係る脱退手当金の支給額と法定支給額にはわずかな相違がみられるものの、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金は、資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 1 日から 5 年 12 月 29 日まで
昭和 54 年 12 月から代表取締役として A 社に勤務し、申立期間中の報酬は月額 90 万円程であったが、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録をみると著しく低いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立期間のうち平成 3 年 2 月 1 日から 4 年 10 月 1 日までの標準報酬月額は、当初、申立人の主張する報酬月額 (90 万円) が届け出られ、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限である 53 万円とされていたが、同年 2 月 13 日付けで、3 年 10 月の定時決定に係る記録が 53 万円から 9 万 8,000 円に訂正されるとともに、同年 2 月 1 日に遡って 9 万 8,000 円に改定されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本から、申立人は、当該期間において、申立てに係る事業所の代表取締役であったことが確認できる。

このことについて、申立人は、実質的な経営者は別におり、社会保険事務には関与していない旨主張しているが、申立期間中に厚生年金保険の加入記録が確認できる者、申立てに係る事業所の発起人、役員経験者及び社会保険事務担当者 (当時) の計 24 人のうち 14 人は、申立人が当該事業所の実質的な経営者である旨証言している。

一方、申立てに係る事業所を管轄する年金事務所は、上記遡及訂正を行った理由について、滞納処分票、関係届書等を保管しておらず不明である旨回答しているが、同事業所の総務担当者 (当時) は、社会保険料の滞納があったため、自身が退職した平成 3 年 9 月頃に申立人の指示で社会保険事務所 (当時) に約束手形を持参したことを証言している上、同事業所の総務部長 (当時) は、申立人が会社の代表者印を管理していたことを証言しており、社会保険事務所が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 オンライン記録によると、申立期間のうち平成4年10月1日から5年4月1日までの標準報酬月額については、4年10月1日の定時決定により9万8,000円と記録されているところ、上記遡及訂正処理との関係をうかがわせる事情は見当たらず、当該事務処理については、不自然な点は見当たらない。

また、申立人は給与明細書を所持しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額は確認できない。

加えて、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 オンライン記録によると、申立期間のうち平成5年4月1日から同年12月29日までの標準報酬月額については、当初、9万8,000円と記録されていたが、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月29日から後の6年1月6日付けで、5年10月の定時決定に係る記録が9万8,000円から8万円に訂正されるとともに、同年4月1日に遡って8万円に改定されていることが確認できる。

しかしながら、この間においても商業登記簿謄本から申立人が、申立てに係る事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の従業員二人が、いずれも退職時に給与の未払があったため、労働者災害補償保険の未払賃金立替払制度を利用した旨回答していることから、同事業所において社会保険料の滞納があった可能性は否定できない。

そうすると、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理について関与していないとしているものの、社会保険事務所が、事業主である申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で申立人の当該期間に係る標準報酬月額の遡及訂正処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年から 20 年 8 月 25 日まで
亡くなった母から、昭和 17 年頃から終戦まで A 社に勤務していたと聞いており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことについて納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する依頼解雇に係る通知書から、期間は特定できないが申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、また、申立てに係る事業所の事業主は、当時の資料が残っていないため申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入は不明である旨回答しており、申立人に係る勤務期間及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、申立てに係る事業所の元従業員からは、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入及び保険料控除についての証言を得ることができない。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1545

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで
申立期間については、家業であったA社及びB社（現在はC社）で製造の仕事を手伝っていた。
当時、姑から厚生年金保険に加入していると聞いていたので、未加入となっている年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間当時、A社及びB社が、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、C社は、申立人の勤務実態については不明であり、申立期間当時のB社の社員は役員である4人のみであった旨回答している上、当該役員について、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人の当該事業所に係る雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 28 日から同年 3 月 11 日まで
昭和 40 年 3 月 1 日に A 社（現在は、B 社）C 工場に就職し 41 年 3 月 10 日まで勤務したのだから、厚生年金保険の資格喪失日は同月 11 日のはずであり、資格喪失日を同年 2 月 28 日とする現在の記録は間違っているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所に昭和 41 年 3 月 10 日まで勤務していたと主張しているものの、B 社が保管する除籍簿及び雇用保険の記録では、申立人の退職年月日は同年 2 月 27 日であることが確認できる。

また、申立てに係る事業所に昭和 41 年 3 月 1 日付けで入社し、申立人と同様の業務を担当していたとする元同僚は、申立人は入社時点においては在籍していなかった旨証言していることから、申立期間における申立人の勤務実態を推認することができない。

さらに、B 社は、当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除に関する資料を保管しておらず、申立期間の厚生年金保険料を控除していたかどうか不明である旨回答しており、申立てに係る事業所の元同僚からも申立人に係る厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。